

平成25年第1回東大和市議会建設環境委員会記録

平成25年1月28日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	二宮由子君	副委員長	押本修君
委員	森田真一君	委員	関野杜成君
委員	根岸聡彦君	委員	尾崎信夫君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
9番	中村庄一郎君	17番	東口正美君
18番	中間建二君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	指田弘安君
主事	吉川和宏君		

出席説明員（3名）

副市長	小島昇公君	ごみ対策課長	松本幹男君
環境部長	市川三紀男君		

会議に付した案件

- (1) 24第18号陳情 3市共同資源物処理施設計画の代替案とした容器包装プラスチックとペットボトルの2品目共同処理の見直しを求める陳情

午前 9時35分 開議

○委員長（二宮由子君） ただいまから平成25年第1回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（二宮由子君） 24第18号陳情 3市共同資源物処理施設計画の代替案とした容器包装プラスチックとペットボトルの2品目共同処理の見直しを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

24第18号陳情 3市共同資源物処理施設計画の代替案とした容器包装プラスチックとペットボトルの2品目共同処理の見直しを求める陳情

○委員長（二宮由子君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） 過去に、22年の3月に小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と、3市共同資源物処理施設（リサイクルセンター）建設については、抜本的な見直しをする決議というものが東大和市議会で採択されたと思いますけれども、その状況を受けて、東大和市では受け入れを困難とする庁議をされております。そのときの状況から今日の状況まで、何かその理由とされたことについて変化がありましたでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 22年の6月の庁議決定では、資源物処理施設の受け入れは不可能ということで、その理由として3点ほどございます。

1点目は、今委員からありました、市議会の決議を受けてということでございます。

2点目は、そういう市議会の決議があったことから、都市計画決定が難しいという、それが2点目です。

3点目としては、当市の財政状況から考えて難しいという、そういう状況で建設受け入れは不可能というような庁議決定をされたわけですが、その後の状況の変化ということですが、1点目の市議会の決議、それは、そのまま生きているわけですし、2点目の都市計画決定の難しさ、それも同様な状況ではあると思います。

それから3点目の財政状況についてはですね、引き続き当市においても、現在でも非常に厳しい状況があるというのは、あんまり変わっていないことでありますけれども、これまでこの代替案についてはですね、小平市、武蔵村山市から早急に出してほしいということで調整をずっと重ねてきた結果ですね、今回のような結論に至った状況でございます。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） もう一度確認ですが、その受け入れ困難という決定をされたときの状況がこの3点挙げられましたけれども、その3点は変わっていないということでよろしいですねということが一つ。それと、それプラス、じゃあ、それが、昨年度東大和市が2品目受け入れに関して、受け入れ表明をしたということに関しての理由に対しては、小平市、武蔵村山市からの早急な提案をしてほしいというだけのことでよろしいですね。

○環境部長（市川三紀男君） 状況としましては、今申し上げましたとおり、変わっておりませんが、小平市、それから武蔵村山市と調整を図った中ではですね、早急に結論を出してほしいということがありましたけれども、当市としましては、共同資源化はもちろんでございますけれども、小・村・大における中間処理、さら

には、東京たま広域資源循環組合におけます最終処分など、将来的に安定した、なおかつ円滑な廃棄物処理、これをどうしてもしていかなければならないこと、それから、一日たりとも処理が滞ることがないよう、2市と衛生組合に対して、誠意ある対応を示す必要があるということで判断したところでございます。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） 一日たりともごみ処理の行政を怠るということにはできないと、それは当然なんですけれども、今現状、そういった状況になっているのでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 今回、代替案を出すに当たってではですね、先ほども申し上げましたけれども、2市から早急に代替案を出してほしいということがありました。その代替案を詰めるに当たって、部課長会とか、最終的には推進本部の判断もありますけれども、そういう調整をしていく中では、小平市のほうからは、当市からなかなか代替案を示せなかったということで、小平市としては、組合から脱退をするというような発言もされてきたところでありまして、組合の存続にまで言及がされているような状況でありまして、それらを踏まえますと、繰り返しになりますけれども、当市の円滑的な廃棄物行政を今後進めなければならないということで判断したところでございます。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） ということは、今組合から脱退すると小平市が言ったことが一番大きい引き金になったというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 確かにですね、小平市からの脱退という言葉が出てきたことは、当市においては非常に大きい言葉だというふうには認識してございます。

以上であります。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（尾崎信夫君） 今代替案を出して、その後の11月13日の全協で説明した以降、どういう状況になっているのかちょっと確認したいんですが。

○環境部長（市川三紀男君） 11月13日の全員協議会以降の会議等の状況でございますけれども、少し長くなりますけれども、順を追って説明させていただきたいと思えます。

まず、11月15日には小平市長及び武蔵村山市長に、想定地周辺住民の強い反対があることから、住民の納得を得るために、4団体が一致した行動をとっていくことを第一として、検討6品目のうちその他プラスチックとペットボトルの2品目を共同処理すること、還元施設としてプラザ機能の充実を図るという具体的な代替案を送りました。あわせて衛生組合にもですね、写しを持参したところでございます。さらに11月19日には、3市の部課長による調整会議を当市で開催し、今後の進行を組合へ依頼するための調整を行い、同日付で組合管理者宛てに3市共同資源物処理施設についての依頼文書を送りました。そして、11月20日には組合議会が開催されましたけれども、管理者からは3市間での協議が調い、大きく前進することになったこと、3市と組合がそれぞれの役割を果たし、4団体が一致してこの困難な状況を乗り越え、事業が実現できることを切に望むとの報告が述べられました。

11月26日には、部課長会が開催され今後の推進本部に向けた調整がなされました。さらに、12月3日、12月12日と担当者会議が開催されまして、12月の19日の部課長会において3市の確認事項について、そして今後のスケジュール等について確認がなされました。これらを踏まえまして、12月の25日には3市の副市長などで構成されます推進本部において、3市確認事項として、1点目として住民の理解を得るための4団体の一致した

行動について、2点目として2品目の処理施設について、3点目として処理する資源の取り扱いについて、4点目として環境配慮及び地域還元について、5点目として今後の方向性を検討する場として、推進本部の下部組織として（仮称）施設検討部会を設置すること、そして、今後のスケジュールについて確認がなされました。その結果、1月の8日には、3市の市長、組合管理者による会議が開催されまして、推進本部での報告の内容、これが確認されたという状況でございます。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） 25日におけます確認事項の中で、現地の要するに想定地であります、共同処理施設ができる近隣住民に対することについてはどのように議論がなされたのか。また近隣住民が納得をされないのであれば、これはなかなか難しい話になるんですが、これらのことについては何か協議はされたんでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 12月の25日の推進本部におきましては、住民の理解を得るための4団体の一致した行動についてということで、事業説明は、4団体が一体となって地域住民並びに3市民へ説明を行っていくということが確認されました。

具体的な事業説明の内容、どのようなことを説明していくのかということですが、先ほど言いましたように、環境配慮及び地域還元に関する基本事項とかですね、3市共同資源化事業の経緯等、それから資源物処理施設の必要性、そして、3市共同で施設を整備する理由、施設の設置場所の選定理由、これらについてですね、地元の方々に説明する必要があるということで、確認はされたところですが、地域住民としてこの範囲を設定するか、そういうことについての細かい内容はその場では確認をすることなく、今後先ほど言いました、施設検討部会、推進本部の下部組織としてそういう組織をつくって、具体的な事業内容のどういうことを説明していくのか、それも含めて検討していくというこのスケジュールになってございます。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） スケジュールはどのようなサイトで、いつまでに結論を求めようとしているのか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在進めております、大まかなところでのスケジュールというところでは、早急に、まずは、想定地周辺住民の方を対象とした住民説明会、こちらのほうが開催できるようなところで、4団体の担当者で現在詰めているところですが、目標としては、標準として2月の下旬から3月、こちらの今年度内に、まず第1回の説明の開催が行えるように、そんな形で現在資料等、詳細のところを詰めている、そういうところの状況でございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） それと、地域住民はどこまでの範囲と考えるんでしょうか。これは、3市ですから小平も入りますよ、村山も入りますよという話になったんでは、これは話が大きくなってしまいます。要するに、地域住民たるものが、どこまでのエリアなのかということの大きさ、全体であれば、小平、大和、村山の全体の人口を足した数字で判断されたら大変なことになるわけですから、どの範囲までのことを考えてその説明会の範囲をどう考えているのか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 想定地周辺住民の方への説明会の範囲ということにつきましては、現在話の中で出ておりますのは、最低限、桜が丘1、2、3丁目、ここは最低限範囲として含めるという形で進めております。ただ市内におきましては、南街の5丁目ないしは6丁目、こちらも一部南側のほうは、かなり影響を受けるような部分に当たるかと思われまので、その辺についても詰めていきたい、そんなような形で今進めております。

○委員（尾崎信夫君） これは、3市と小・村・大で、4団体で説明するということですか。当然そうしますと3市の市長はそこに出席して説明するんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 説明会のほうでございますが、4団体一致してという形になっておりますので、あくまでもこの事業は4団体で進める事業となっておりますことから、4団体で説明に当たるというところでございます。で、またですね、組合管理者等におかれましても東大和市としては、その説明会の場において3市市長とあわせて出席するような方向、そちらで調整のほうを進めたいと考えております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） それからこの2品目で代替案を出したわけですが、そこですね、小平市が小・村・大から脱退するとさっき説明ありましたね。これについては、これはちょっとこのさっきの話とは違いますが、ちょっともとに戻りますけども、市としてこれについてはどうお考えなのか、またその辺のお考えをもう一度ちょっと確認しておきますね。小平市が本気に考えているのかどうかという問題。

○副市長（小島昇公君） 部課長会での席上等でそういう発言が出ております。本気かどうかという話は、会議の席上で発言をされるということは私どもとしては、全く思いつきで発言されているのではないというふうに認識しております。東大和市としましては、武蔵村山市も同様の考えだと思いますけども、3市の共同の事業として組合でこれからも継続的に、安定的なごみの収集ができるようにと、そのために協議を進めたいというふうに考えているというのが基本的な考えでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 基本的に、本当に小平市は抜けるという覚悟になった場合ですね、存続はどうなるのかということ、小・村・大の。もし仮に、仮の話で大変申しわけありませんけどもね。

○副市長（小島昇公君） 仮にという御質問でございますが、なかなか、軽々に発言することは難しい内容かなと思っております。先ほどのお答えと重複するところがございますが、私どもも、武蔵村山市も今の3市で進めたいというのが基本的な考えでは変わりません。小平市さんにも今回代替案を提案をして住民の方にご説明をさせていただき、御理解を得る中で、そちらの方向で進めたいということによっておりますので、今小平市が脱退するというのを前提に市としては考えていないということによって答えにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） あとですね、当然住民説明会をして、先ほどの桜が丘1、2、3、南街5、6が入るかどうかわかりませんが、この地域住民が、反対だとなったときに、そのときには、この後このスケジュールは、先ほど2月か3月の下旬ぐらいに説明会をすとおっしゃっていましたが、それ以降、もしそれで、住民の意向が反対となったときには、3市と小・村・大は、どのように今後進めようとするのか。これについて。

○副市長（小島昇公君） 先ほどですね、課長のほうからも説明をさせていただきましたが、2月の下旬ぐらいからスタートして説明に入りたいと。説明に入る目的というのは、住民の方の御意見を承るとともに、どういう内容かというのをわかりやすく説明をさせていただいて、私どもの望むところは、御理解をいただけるような説明をしていきたいというのが本音でございます。ですから、2月の下旬から3月に1回、2回説明をして、説明をしましたよということで終わるような内容とも理解しておりませんので、東大和市といたしましては、その回数もそうですし、そこで出た御意見も真摯に受け止めてさらなる説明をさせていただくという主張は、組合の中ではしていきたいと思っております。ただ3市の中でどうかというのは、そこまで具体的に話をして

おりませんので、他市の状況がどうかというのはわかりませんが、東大和市としては、代替案を出した責任として、住民の方に説明をして、一定の理解を得るというのを大前提と考えておりますので、そういう主張をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 得ることが大前提ですね。確認しますけども、もう一度。

○副市長（小島昇公君） 東大和市としては大前提で。大前提だということで、代替案を御理解いただいたというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 得られなければ、何度でも説明会を開くということになりますか。

○副市長（小島昇公君） 私どもとしては、そういう主張をしていきたいというふうに考えております。ただということをはなかなかあれなんでしょうけども、お一人だけどうしても理解を得られないよというときにさらに進むかというのは別問題でございますが、基本的にですね、2回やったからいい、3回やったからいいというふうには東大和市では考えておりません。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） それから最初の22年6月での庁議での話になりますが、2番目の都市計画決定ができないというあたりがありますけども、これは地域住民の、特にですね、決議があるから都市計画決定できないということなんだと思いますけれども、決議はまだ厳然と、市議会の決議は生きているわけですから、その際ですね、住民の理解が得られなかったときには、都市計画決定できないのは変わらないんですか。変わっているんでしょうか。それからこれについて、他の2市、小平、村山、また小・村・大の人たちはその辺のことはどのようにまで理解されているのか、ちょっとそこをお尋ねしたいと思う。

○環境部長（市川三紀男君） 都市計画決定についてでありますけれども、決定等の審査はですね、都市計画審議会の中で審査されるわけですので、その中においてですね、構成員として市議会議員の皆さまも入っていらっしゃるし、そういう状況からすると、議会の決議とかですね、そういうことを踏まえると都市計画決定も難しい。それから、都市計画決定に際しては、やはり東京都等の意見も聞くことになると思いますけれども、その際には住民の理解というのですかね、反対があれば東京都のほうもですね、その住民の理解を得るようなというような指摘も当然なされるわけですので、その前段として、先ほど申し上げましたとおり、地域住民の方々への説明をして御理解を得る、それが第一になってくるというふうに認識してございます。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） こういう施設については、当然地域住民の理解がなければ進まない話なわけでありまして。これらについてをですね、今までは東大和市にということをして2市は主張してきたわけですけども、今回このように合意を得たわけでありまして、当然小平も村山も、また小・村・大も、地域住民から理解を得られた段階で建設に向けて動くのかということの確認をしたいのですが。これらについては。

○副市長（小島昇公君） 私どもからは代替案ということでそういう提案をさせていただいておりますので、組合としても当然そういう理解をしてもらっているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） それから3番目の財政状況というのは、これ変わらないんだと思うんですね。施設自身は当時の33億円という、経常経費が6億円、こういう想定であったわけですけども、これはどういうふうに

変わってきたんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 市におきまして、財政状況が厳しいという部分については、変化はないというふうに考えております。ただ当初6品目をという部分と今回の代替案の中では2品目というところで状況も変わっておりますので、財政的な綿密な計画ははっきりしておりませんので、非常に概算的な話ですけども、総額で言えば、かなり金額は抑えられる状況になるのかなど。つくる施設の総額は抑えられるのかなというふうには考えております。

それから財政的にも非常に厳しいんですけども、先ほど来、御答弁をさせていただいております、将来的にごみ全体の事業を円滑に進めるといふところが当然念頭に置きながら、説明もそうですし、計画もしていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 検討部会までつくっているわけですから、ある程度の想定がなくてはですね、説明ができないんだと思うんですね。その辺の検討はある程度されてるんじゃないかと思うんですけど、それらはどうなんでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 今回ですね、2品目を処理する施設の内容ということで、これまでの推進本部、それから3市市長等による会議の中ではですね、一応建設費の比較も提案されております。当初は、6品目で33億円ということでしたけども、仮にですね、2品目をやった場合には建設費は20億円程度になるだろうということですけども、これはまだ施設内容がですね、はっきり固まっておりません。特に当市で要求してますプラザ機能をどのような内容にしていくのかということでも費用のほうで差がでてきますし、周辺の皆さまが心配されている化学物質の除去をどの程度までするのかによっても費用が変わってくるということですので、20億円というのがひとり歩きしてしまうとちょっと心配なんですけど、資料の中ではそういう概算も出ている状況でございます。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） あと、当然建物の問題だけではなくて、問題は車の台数、一日何台入るのか、これらも当然ある程度算定がなくては説明できないと思うんですけども、これらのもう少し詳細な部分というのはおわかりでしょうか。説明していただけませんか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先日確認されている事項の中では、あくまでも大きい概要という形の中で、現在まで検討が過去にされておりました6品目の施設、こちらでは1日の車両の台数が155台という形で出ているわけですが、2品目によりまして、120台程度になるだろうというところで現在は大きい概要は出ております。ただあくまでも、こちらにつきましても、今後そこを詳細を詰めていかなければこの120台というのが、具体的にどのくらいになるかというのは、また今後のところになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 6品目が2品目になるのに、台数がそう減らないというのはどういうこと。少なくとももう少し半分以下になってもよさそうな気がするんですけど、これらはどうなんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 想定よりも車両の台数が余り減っていないというところにつきましては、今回の2品目がペットボトルと容器包装プラスチックということで、収集の曜日が異なる、これは3市ともがですね、異なってしまうことから、余り品目を減らしたのにもかかわらず車両の台数が余り落ちていないというよ

うなところになっております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） それと基本的な部分で、小・村・大の建て替えはたしか、平成33年の予定ですね。で、その焼却炉の建て替えに伴う、そのプラスチックの品物をこのような施設をつくらなければ焼却炉を建てられないのかどうか、もう少しこれは、要するにね、今現在たしか、大和、村山は民間に出している、小平市だけが収集しているという、ちゃんと品目分けて、やっているわけですがけれども、これらのあり方というのは、これでそのものについては、全然検討しないのか。それから今の収集の日にちが違うのはこういう状況が起きているということであれば、じゃあ、収集日がある程度一定すれば台数は減るのかどうかという。ちょっと中身の話になってしまいますけれども、ちょっとその辺についてはどうなのでしょう。

○環境部長（市川三紀男君） 後半の車の台数の関係ですけども、先ほど課長のほうからありましたとおり、今回の収集品目というか、2品目はペットボトルとその他プラスチックということで、かさがかさばるというか、重量は軽いんですけども容積をとるということで、重量換算すれば40%、2品目することによって重量は40%ぐらい落ちますけれども、容積というんですかね、それ自体は13%ぐらいしか減らないということになりますので、車両台数も、当初155台が120台程度ということで、今はそういう数値が出ているという状況でございます。

それから前半の焼却施設の更新ですけども、今ありましたとおり、小・村・大のほうの焼却施設は平成33年に建て替えということで、そうすると通常焼却施設の更新に対しては10年かかるということですから、今年度あたりから本来ですと検討に入らなければならない時期に来ているわけですがけれども、小平市、それから武蔵村山市においては、まずは資源化施設の今後の方向を固めてですね、どれだけリサイクルをして焼却施設のほう負担というんですかね、規模を小さくする、そのようなことで焼却施設の規模については検討を始める必要があるということでございます。小・村・大の敷地自体はですね、1万5,000平米くらいありますので、建て替え、全て壊して建て替えということは、それは可能かもしれませんが、具体的な施設規模をどのくらいにするとか、そこまでの検討はなされてございません。ただ先ほど言いましたように、3市での資源化基準の統一をして、なるべく焼却施設のほうに持っていく量を少なくするという方向性は出ております。これは平成18年度に行った基礎調査の中でも出ておまして、その中では、大体焼却施設の容量として3分の1程度減らしていこうみたいな方向は出てございます。そのような状況であります。

以上であります。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（森田真一君） この陳情を拝見して私一番思ったのが、この間、19年、21年ぐらいで住民説明会を6回くらいですか、やられて、やっていく中で、だんだんほどこけていくというよりは、より一層、住民が承服しがたい状況になっているのは率直にいつてあると思うんです。それをこう、時系列で見てもみますと、そもそも平成17年の8月に理事者会で、尾又市長がリサイクルセンターの用地利用について同意をされて、その後、19年くらいでは住民に対しては、いやまだリサイクルセンターの用地に新施設をつくる時、はっきり決めていないよと、だからえんとつとかで公表もしませんということもおっしゃっているわけですよ。だからもう何年も前からあらかた役所のほうでは決めているのに、ずうっと住民はそうじゃない、そうじゃないと言われて、突然、もう今の時点ではほとんど既成事実のようになっているという状況に、やっぱり不信を感じているというのはあると思うんです。特に交通の問題だとかいろんな問題ももちろんあるんですけども、私一番不信の中

の一つになっているというのは、この化学物質の影響なんだと思うんですね。というのは、騒音だとか振動だとか、施設のボリュームだとか、こういったものが目に見えますから、目に見える形で対策とれていますけれども、化学物質については、悪臭が伴えばそれは対応できるかもしれないですけど、全く人間が感知できないで病気が発生するというような杉並病だとか、寝屋川病なんかケースがやっぱりございますよね。特に前の、私どもの尾崎利一議員がいつぞや質問をしたと思うんですけど、寝屋川市のケースですと、住民が健康被害を訴えて、疫学調査してほしいということを当時、市に言っても聞き入れてもらえなかったと、こういうこともあるからやっぱり当市において、こういう問題が仮に発生したら、やっぱりそういうことをちゃんとやってほしいと、住民の申し出に基づいて本当に住民の健康を守る立場からやってほしいということも全部含めた上で計画なんだということが示されてないまま今日に至っているということが、その今日の不信感のあらわれなんではないかと思うんです。

もう一回同じ話を繰り返しますけども、例えばこれから住民説明会やりますよということをおっしゃいましたけども、そういうような問題点もこの間いくつか議会の中で明らかにされて、それに対して、そこはちゃんとやるんですみたいなことも、込みでの説明になっていくのかどうなのかっていうことについてはどうなんでしょうかね。

○環境部長（市川三紀男君） 住民の方への説明ということですけども、平成18年度に、先ほど言いましたとおり、3市共同資源化等に対する調査がなされまして、その報告が平成19年の3月に出来ました。そういうことで、その調査の内容について、説明を組合では3回ほどしたんですけど、それについては参加者が35人程度しか出席していただけなかったということで、その後ですね、周辺住民の方から、説明会をというんですかね、内容を説明してほしいということの要望がありまして、20年度には6回、それから21年度には2回ほど説明がなされまして、参加者は延べ339名の方が参加されておりますけども、その説明についてはですね、今委員からございましたとおり、基本構想の案がまだ固まっていないということで施設の内容自体がどうなるかということが、4団体で決定されておりませんでしたので、その関係でですね、説明の資料というんですかね、そういうこともちょっと不十分だったということで、なかなか地域住民の方に対しては、説明が難しかったということになります。そういう意味で今回説明をどうやっていくかということですけども、今ありましたとおり、化学物質の心配が一番地域住民の方、強いわけですので、これに対しては最近つくられた施設もありますから、そういうところでどういう対策がとられているのかとかですね、そういうことも含めて、その対策をどうやっていくのか、それについても説明していく必要があるというふうには認識してございます。

以上であります。

○委員（森田真一君） 施設の内容が固まらなければ、その対策について具体的に提示できないというのは、つくる側からするとともに話ではあるんですけども、私が申し上げたいのは、要するに、どんな施設があっても、例えば疫学調査みたいなことは何かあったときは、住民の申し出でやりますよとかいう、そういう予防原則的といったらいいんですか、そういうような仕組みが大前提であって、その上で具体的なものが決まってその施設の中でこういう対策をとってという、そういう順番で提示していただかないと、なかなか住民の方は安心できないのかなということを申し上げたかったんです。

○委員長（二宮由子君） 意見でよろしいでしょうか。

○委員（森田真一君） はい。

○委員長（二宮由子君） 答弁はよろしいですか。

○委員（森田真一君）　じゃあ、そういうことを申し上げたかったんですけども、そういう御理解をしていただけということでもよろしいのでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君）　施設の安全性をどうやって担保するかということが、まず第一になってくると思います。それから、万一ですね、今ありましたとおり健康被害が出た場合の責任というんですかね、それは当然行政が負う話になってきますので、そういうことも含めて説明していく必要があるというふうには認識してございますけども、今ありました疫学調査をするかどうかとかですね、その辺の具体的な内容については、まだ協議というんですかね、そこはなされていない状況です。そういう意味で、まずは安全な施設を整備していくということが基本になってくるというふうに考えております。

以上であります。

○委員（森田真一君）　安全な施設を先につくる計画を立ててというのは、つまり、その何かあったときの次の段階との関係で言うと、要するに因果関係がはっきりしていると、何か発症したときに。だから、責任が明示されて何か動かなきゃいけないんだということになるわけですから、実際寝屋川なんかでもめたのは、因果関係がはっきりしないから、因果関係とは無関係にその起きている現象について疫学調査をやるべきだという、こういう議論なわけですよ。ですから、順番がやっぱり住民の皆さんが望んでいるものと違うと思うんですよ。むしろ、本当に地域との協定としてそのどんなものができても住民の健康を守るためにはそういう大前提の、住民を守るような協定ができないと、ということなんですよ。そういう意味で申し上げたんですけども、伝わらなかったですかね。

○環境部長（市川三紀男君）　施設を整備するに当たっては、当然地域住民の方々と協議をしてですね、その運営に当たってもどうやっていくかということは協議していく必要があるというふうには考えております。最近稼働した八王子市の施設などでは、臭気とか、揮発性の有機化合物に対する管理をどうやっていくかということでは、3点ほどありまして、1点目としては、まずは予防する、それから2点目としては、監視をする、それから、3点目としては、万一に備える、そういうことで、施設づくりを行った経過もございますのでそれは参考になると考えております。

以上であります。

○委員長（二宮由子君）　ほかに質疑ございますか。

○委員（根岸聡彦君）　話が、順序が行ったり来たりで申しわけないのですが、小平と武蔵村山の2市に対して、容器包装プラスチックとペットボトルの2品目の共同処理という代替案を出されたということで、これは小平も武蔵村山も検討するというので、受け取ったという理解でよろしいでしょうか。

○副市長（小島昇公君）　この2品目でという案につきまして、住民の方に事前に説明をした上でという案をですね、代替案として2市及び組合は了承していただいたというふうに解釈しております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君）　先ほど、尾崎委員のほうからも小平の考えとして、小・村・大衛生組合の脱退というところでその本気度がどうなのかというところで、かなり本気度合いが強いというような御答弁をいただいているのですが、そうなったときに当市が受ける影響というのはどの程度のものがあるというふうに考えておられますでしょうか。

○副市長（小島昇公君）　先ほどですね、御答弁させていただいた内容とちょっと重複するところがございますが、東大和としましては、今2品目で代替案を出させていただいているということで、3市の小・村・大の組

合として将来的に安定的なごみの処理をしていきたいというのが大前提でございますので、小平さんが抜けた後、どうというのはシミュレーションは正直しておりませんが、もし、万が一、小平市が抜けた場合ですね、抜けるということは3市のうち、1市が抜けて2市でそのまま組合ができるのかということ、それも非常に難しいことがございます。そうしますと、いろいろな方法はあろうかと思いますが、大和のごみは大和で処理しなければならないということも視野に入れざるを得ないので、非常に影響は大きいというふうに認識してございます。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 今までの質疑の中でもたびたび出ているんですけども、この陳情趣旨の1点目、隣接する特養施設や集合住宅及び給食センター建設計画に配慮した計画に見直しを求めますということなんですけど、今回2品目ということで、東大和市のほうから代替案を出したということですが、当初の6品目の計画のときよりも、よりこの辺については慎重な対応が求められていると思うんですよ。先ほどの答弁の中でも何度も出ているのですが、実際、再度ですね、どんな配慮をされる建設計画なのか、そして、住民が納得するような配慮ができた、健康被害等が全くない、そういう施設が本当にできるのか、そういう当然根拠があって、今回代替案を出されたと思うんですけど、その辺について1点お答えください。

○環境部長（市川三紀男君） 周辺住民の方が一番心配されている項目の一つとして、やはり化学物質の影響が大きいというふうには認識してございます。最近、施設を整備したところは、例えば先ほど申し上げました八王子市などでは通常ですと活性炭処理をするんですけども、それに光触媒という装置もつけてですね、二重の対策をとっていたりしておりますし、昭島市でも23年の3月にそういうような施設が整備されておりますけども、やはり万全な体制で環境保全をしていくという、そういう姿勢を示しておりますので、やはりその点が一番重要になってくるというふうに認識してございます。

以上であります。

○委員（押本 修君） その八王子とか昭島の場合は、当然住民説明をされての計画だったんでしょうけども、住民の方はどの程度納得されて建設に入られているのか、わかっている範囲でお願いします。

○環境部長（市川三紀男君） 具体的に八王子と昭島でどのような住民対策をしたかというのは少し資料はないんですけども、その前にですね、多摩市で施設を整備したことがございますけども、ここでは非常に隣接する川崎市の住民のほうからですね、反対運動がありまして、その関係でですね、多摩市では周辺住民の理解を得るためにシンポジウムを開いて、安井至という国連大学の名誉副学長ですけども、その方たちを呼んでパネルディスカッションもして、そういうことから始めて住民の理解を得ていったということもございますし、また整備に当たっては、周辺住民の方々と協議会をつくってですね、どのような施設づくりをしていくのかということも詰めて、それから整備していったという経過もございますので、それらが参考になるというふうに認識してございます。

以上であります。

○委員（押本 修君） 方法はいろいろあると思うんですけども、本当に住民が納得をする形での交渉をきちんと続けていくということでもよろしいんですか、そこは。確認なんですけれども。見切り発車みたいなことはない、当然自信を持って、施設については自信を持って説明を進めていくということでもよろしいでしょうか。確認です。

○副市長（小島昇公君） 組合の事業ということになっていきますので、私どもで、確約的な発言するのはなか

なか難しいところではございますが、代替案を東大和市から出しております。その大前提が住民の方に十分な説明をしてということを出してしておりますので、東大和市としましては、先ほど来お答えをさせていただいておりますが、機械的に何回説明をしたからいいよということではないような発言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 先ほどからほかの方が質問されていますけど、今まで出てきた陳情では、今回の多分2品目についての健康被害とか、そういったところに重点を置いた陳情だと思うんですが、今回市としては陳情で出ている2品目にした理由というのはなぜなのか。なおかつ、今までの陳情を見る限り、市としてもわかっているのにもかかわらず、これにしたというのはそれなりに考えがあるのかどうか、まずこの点を伺います。

○環境部長（市川三紀男君） 3市共同資源化事業については、もともとふえ続けるプラスチック、この処理をどうしていこうかということで、平成15年度から内部の検討が進められました。その中で、特に、ふえ続けるとともに、3市での資源化基準がバラバラだったので、それを統一しようと、そういうソフト面もありましてその中で具体的に施設づくりをどうやっていこうかということで、検討がされてきてまして、最終的には平成22年の4月の推進本部の報告では、6品目処理ということになったわけですけども、それに対して当市の考えとかありまして、今回2品目にしたわけですけども、2品目の処理についてはですね、やはり小平市それから武蔵村山市と協議を進めていく中で、小平市のほうからは、やはり2品目は3市共同資源化事業の基幹品目だということで、この2品目をはずすことは、3市共同資源化事業の枠組みとしては受け入れられないと、そういうこともございます。

また当市と武蔵村山市においてはですね、それを民間委託にしているわけですけども、その民間委託で行っているプラスチック処理について、やはり公設でやっていく必要があるだろうということもございました。そういうことで今回2品目を代替案として提案し、これから4団体で一致してその整備に向けた検討を始めていくと、そういう内容でございます。

以上であります。

○委員（関野杜成君） その考えはわかるんですが、陳情が出ているのは、市も知っているはずですから、この2品目を、提案を小・村・大、また4団体にしたところで、住民からそういった話が出るというのはわかっていると思うんですよ。そのためにその2品目にした時点で、どのような対応をしなきゃいけないかというのは考えているですか。

○環境部長（市川三紀男君） 今ございましたとおり、周辺住民の方の心配が予想されますことから、当市で2品目を提案する前提としてですね、想定地周辺住民の強い反対があることから、住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていく、そのことを第一とするということをもとに提案の条件というんですかね、ということにしておりますので、そこが重要になってくるというふうに考えてございます。

以上であります。

○委員（関野杜成君） 一致した行動をとるのは、当たり前だと思うんですよ、それは。結局今まで、今の答えを聞いても、考えは今のところないというところにしちやちょっと私は考えられないんですけども、実際対応だったり、問題点の改善だったりということも今他の委員の質問で答えられているわけですから、その対応をどう考えているのかという答えがないまま提案しているようでは、やはりもともと住民に納得をしてもらおうとか、そういったところまでの考えがあるのかどうか、そういった誠意が見えないんですけども、その点につ

いて。あるんだったらもう一度答えてください。

○副市長（小島昇公君） 一番住民の方が御心配されているのは、やはり健康被害だというふうに認識しておりますので、健康被害がですね、出ないように施設をというところで、まずは御提案をできればというふうに考えておりますし、それからその次には、やはり先ほど来、車の話もございましたので、車につきましては、どのような方法、どのようなルート、どういうことを検討したらそういうのを少なく防げるかというようなことを、検討を加えながらというふうに考えてございますので、2品目に減らしたということも、6からしますと絶対量が減るとような効果はあるんだと思いますし、一番御心配されております、健康被害のない施設をどのようにつくっていくかという説明を誠心誠意させていただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ということは、先ほど例で、多摩市のほうでというようなことも言われてましたけれども、協議会やシンポジウムをという考えを参考にしているということは、これ4市でそれを行うということに当たって、周辺住民とそういったことも行おうと、4市の建設部会ですか、ここで多分、話し合いがされてどのような方向になっていくのかという流れになると思うんですが、当市としては、そういったのを要望していつてそういう形で4市を動いていこうという考えは持っているのかどうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいま委員のほうからございました、協議会ですか、名称としてはどういう形になるか、まだ未定ではございますが、現在話を事務方で進める中においては、先ほど来、答弁の中でも数回の説明会だけで終わるものではないというものがこの建設計画でございますので、引き続き地域住民の方と協議会形式で対話の場を設ける、そのようなことが必要になるということの発言もさせていただき、そのことについては、ほかの3団体においても、一定の了解は得ているものというふうに考えております。

以上です。

○委員（関野杜成君） あと3点ぐらいなんです。

先ほど他の委員からの質問の中で、説明会を20年のときは6回、21年のときは2回というようなことでやりましたが、このとき説明会を行うに当たってどのような周辺住民に、いついつ説明会を行いますという周知を行ったのかというのをまずお聞かせください。

○環境部長（市川三紀男君） 平成20年度から行った住民説明に当たっては、これは市のほうでですね、広くこういう説明をやりますというPRということではなくて、周辺住民の方からの要望を踏まえて行ったということで、東大和市としては出前講座の一環として行ってございまして、そこに衛生組合のほうから事業の説明をするということで、やはりこう積極的なPRをして行ったというような説明会ではございません。その前に平成19年に行った3回の衛生組合が主催する説明会ということでは、広報紙とかを使ってですね、広く呼びかけたということで、19年と20年度以降の説明会の位置づけは少し違ってございます。

以上であります。

○委員（関野杜成君） 出前講座ですから説明会じゃないですね、そうなる。説明会という言い方はちょっと違うのかなというふうには思います。やっぱりしっかりと、説明会というのは、こちらから周辺住民に声をかけてというところですから、今後は説明会をしっかりとやっていただきたいなと思うのと、先ほどあった、意見があれば、住民から意見があれば真摯に受けるというような発言がありましたけれども、それというのは、例えば納得がいかなかったり、健康被害があるのかなのか、その懸念がどうしても払拭できない場合だったときは、建設に対しての内容の変更も考えての事という認識でいいのかどうか伺います。

○副市長（小島昇公君） 今の時点でお答えできる範囲でお答えをさせていただきますが、健康に被害がない施設をつくっていくという前提でございますので、御心配を、意見や要望があったときはそれに対して、お答えをさせていただくという内容だというふうに理解しております。ですからその意見で、これから計画しようとするものを即座に変えますよという趣旨ではございません。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） あと、一定の理解という発言もされていましたが、一定の理解とはどの程度の理解を考えていますか。

○副市長（小島昇公君） 一定の理解ということでございまして、個人的な説明を行ったので、マルかバツかという判断をすることなく、推進本部の場ですね、皆さんの中で、一定の理解が得られたかというのを、協議をしながら判断をするということは今組合のほうは考えてございます。

なかなか一定の理解というのは、何%をもって一定というふうに尺度自体は今は持ち合わせてございません。みんなの意見の中で、その説明会に参加された皆さんの中で、どういう意見がどのくらい出たかということなことを総合的に判断してということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 日本語の難しいところで、こういうのがやっぱりしっかりとそういうことを考えておかないといけないと思いますし、先ほど範囲として桜が丘1、2、3、南街5、6など、そこら辺が入るんじゃないかとか、そういうようなお話されてましたけど、であれば、この想定地からどの程度の範囲の方々に御理解がいただければとか、やはりそれぐらいのことは考えておかなければいけないと思うんで、まずは、周辺住民に説明を行う前の段階でこの4団体としての考え方として、そこら辺は一定として決まりを決めておいたほうが良いと思うんですが、そういったものは提案されるような、今話に出たことですけれども、提案されるような考えはありますか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在担当者会を設けまして、4団体の中でまずは地域住民への説明会という形で準備を進めているところでありますが、そういった中において、先ほどの範囲も含めてですね、明確にどこからどこまでを想定地の周辺住民という形で捉えるか、そこら辺と合わせまして、今後今委員からあった御意見についても詰めていきたい、そんな形で考えております。

以上です。

○委員（関野杜成君） 周辺住民に納得してもらいたいのであれば、この程度の範囲というところから狭めるんじゃないくて、逆に広げるぐらいの考えを持って、ちゃんと話をしないと、そのぐらいの気持ちを持って話をしないと、多分納得はしてもらえないと思います。

それと、今まで聞いていると、実際健康問題が問題ないのか、あるのか、という部分が明らかになってこないですし、そういったものをお話ししようという気構えが少し見えないような気がします。

先ほど、八王子のほうのことで言われていたんですけど、予防・監視と言っていますが、予防の前の問題で、こういう陳情がいろいろ出ているので、まずはこの陳情を出している方々と同じ頭になっていただかないと、多分納得もできないと思うし、話し合いにもならないと思うんですね。そういう考え方になっていこうと、なりますと言えるかどうかかわかんないですけれども、そういった方向に考えていただいて、4団体への提案として、4団体が一致した行動をとれるように行おうと、この委員会のお話を聞いて思ったかどうか、その点を聞かせてください。

○副市長（小島昇公君） 2品目で御説明をさせていただくというその大前提がですね、近隣の住民の方に御説明をさせていただいて、御理解を賜るということをお大前提に考えてございますので、その施設のあり方、健康に対する影響が極めて少ないですよという説明を誠心誠意させていただこうというのは、東大和市も当然考えておりますし、他の2市、組合にも、私どもからお願いしているところでございますので、御理解をいただけるような内容を持って説明に臨みたいと思います。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 意見だけ言わせてもらいます。

極めて少ないですよ、ではなく、ないですよ、というような形をとらないと、単純に今お答えしている方々のお子さんがこの隣に住んだ場合というものも考えた上でやはりやっていただかないと、周辺住民の方は納得しないと思いますので、それだけ心に持ってやってください。

○委員（尾崎信夫君） 基本的に2品目になったということは小さくなったんですね。ということは、小・村・大の焼却炉も当然計画が、大きさが小さくなるんじゃないかと思うんです。その辺のことは全然考えていらっしやらない。今回のお話でね。それからもう一つ、住民の理解については、推進本部の皆さんでということですけども、問題はここですよ。推進本部の皆さんがということじゃなくて、地域住民がどこまで理解したかが大事であってね、推進本部が決める話じゃないんだと私は思うんですけども、どうなんですか、これは。それからここをしっかりとっておかないと、これ、3市それから小・村・大、そもそも、ごみの焼却施設自身にも大きく影響していくわけですから、しっかりこの辺も十分話し合っておかないと、推進本部の皆さんで判断するというのはあまりにもちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか、これ。

○副市長（小島昇公君） 2点だと思います。小・村・大の一般の焼却の施設につきまして、2品目行うことによって減るのかどうかという部分については、今後検討していくということでございます。それから、住民の皆さんに御理解をいただけたかどうかというのを推進本部で判断することの是非でございますが、非常に御理解をいただいたかどうかというのを判断するのは、重い決定だというふうに考えております。そのところを、では小・村・大の管理者に一任してお願いするということになるかということですけども、なかなか代表の一人にお願いするというわけにはいきませんので、組織で、皆さんの恐らく近いところから説明を始めますけれども、先ほども御意見ございましたが、範囲は段々広がるのかもしれませんが、大和だけで済むかどうかもわかりませんので、そういういろんなところの御意見の中で総合的に判断するには一定の組織で決定すべきという提案だというふうにこれは受け止めております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 説明会が広がっていくってどういう意味なんですか。私は広がらないと思うんですよ。一定の範囲を決めてその範囲の方々に説明するのが当たり前なんですね。だって範囲を広げるという話になったら、1キロ、2キロ、3キロってふやしていったらどうなるんですか。これ違うと思いますよ。被害を受ける環境の範囲というのはあるんじゃないですか。当然それは環境アセスを説明をする、ごみ処理場をつくるんだって当然そういう、マンションをつくるにしたって一緒、何か物をつくるのも一緒です。一定の範囲内のところを定めてやるのが当たり前であって、それが広がっていつちやうという話は、私は違うんだと思うんですね。その点は、そういうんじゃ、ちょっと余りにもそう……。

○環境部長（市川三紀男君） 周辺住民の範囲、これを例えば200とか500とか800とかいろいろ数値は出るかとは思いますが、その範囲をどこまでにするのかというのは、先ほど課長のほうから答弁させていただきま

したけども、今担当者会の中ですね、それは具体的に詰めているという状況でございます。それから、先ほど焼却施設の規模の関係がありましたけども、今現在小平市のほうでは、フィルム系のプラスチック、ですから、お菓子を包んでいるフィルムとかですね、あれは可燃ごみとして小・村・大に入っています、今現在はですね。それが、資源化になれば、当然小・村・大のほうに搬入される可燃ごみが減りますので、更新する施設規模も小さくなってくると、そういう方向になると考えております。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） で、その範囲というのは、広がれば広がるほど薄まるんです。パーセンテージが下がってくるんです。こんなことあり得ないんですからね。これはぜひ、一定の範囲を定めたら、その範囲内で判断していただかなければ、東大和市でも私の住んでいる地域に来ればですね、全然もう関係ないわけですから、そこはぜひしっかりしておいていただきたいと思います。だからこの辺のことがまだしっかり決まってないんですかね。説明会をするに当たってのさまざまなことが。そこだけちょっと。

○環境部長（市川三紀男君） 今回の当市の2品目の代替案の提案はですね、当然周辺住民の方にも影響はございますけども、東大和市全体の廃棄物をどうするんだということで、市内全域の説明会、こういうのもしていく必要もあるということで、2段階というんですかね、2種類あると思うんですね。まずは、周辺住民の方に理解を得るとい、それは最初にやることですが、それ以降については、当市全体の住民の方ですね、将来的な廃棄物をどうしていくんですかも含めて説明していく必要があるというふうに考えております。これは当市だけではなくて小平市も武蔵村山市も同様でありまして、小平市も住民説明をしていく、それから、武蔵村山市に当たっても住民説明をしていくというふうなことで、そのような説明をしていく予定を考えております。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） それはわかりました。建物の説明と、プラスチック、その他のプラを出す、その出すの説明会と、施設をつくる説明会は違いますから、そこは明確に区分していただきたいんです。違いますから。要するに、出す側からすればね、それは反対は少なくなってくるわけですから、その辺ちょっとよろしく願い……。

○環境部長（市川三紀男君） 廃棄物処理施設というのは、都市施設でもございますので、その町に住んでいれば当然必要な施設となってきます。それが、自分の家の近くだから大きく影響を受けるとかですね、少し距離が離れているから関係ないんだということではなくて、常にそういう施設がどこにあってどういう処理がなされているのかということ、やはり市民全体で考える必要があるのではないのかというふうに考えております。これはですから、資源物処理施設に限らず、小・村・大もありますし、日の出町にある広域処理組合もありますので、そういう廃棄物の流れの全体をですね、今どうなっているのか、それから今後10年先、20年先はどうしていくべきなのかは、全体で議論しなければいけない問題だと考えております。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） 住民説明会の範囲のことについて、今議論されていましたが、先ほどのその中で、桜が丘の地域と南街の地域と、東大和市内の地域のことをお話しされましたけれども、基本的に、焼却炉のダイオキシンの問題もそうですけれども、そういった有害物と言われるものが、市境を選んで飛んでいくわけではないので、基本的に距離ではかってどれくらいの範囲に入るのかということを決めて、その中に入るのであれば、例えばもちろん、小平市の中島町であるとか、それはもしかすると、一部立川市に入るかもしれませ

ん。そういったところを含めて検討というのはされてないのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議論をしている最中ではございますが、まずは桜が丘という形で、施設建設計画地でもございますので、優先はしておりますが、ただその住民説明会という広い意味では、桜が丘ばかりではなく、現在、別途中島町、それとあとは、3市それぞれの住民に対する説明、そんな形で段階を経る説明会を考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） ぜひそうしていただかないと、これ、焼却炉の建てかえの問題も、つてなつたときに実際には焼却炉から一番近いところは、もちろん中島町ですけれども、地図を確認してみればわかるとおり、一番影響の範囲内にある大きいところは東大和市ですので、そういったところにぜひ住民としても意見を言いたいというのは今出ていますから、実際はそういうことになってきます。ですから距離ではかって、市境など関係なくしてほしいというのが要望です。それで、先ほどの市川部長の答弁の中で、ふえ続けるプラスチックというごみと、それに対応するためにこの施設を建てるんだという話がありましたけれども、実際問題として、この計画のときから現在までプラスチックごみってふえているのでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 先ほど、ふえ続けるプラスチックということで、答弁させていただきましたけども、これは平成15年度に検討を始めるときの課題としてですね、挙がっていたという状況です。そのプラスチックの排出量は、15年度を境にして、前はどのような傾向で、今現在どういう状況かという詳しいデータは今持っていませんので、済みません、よろしくお願ひします。

○委員（床鍋義博君） ごみの量に関しては、平成15年から現在に関しては減っています。普通そう考えると、プラスチックごみだけがふえてるって考えにくいとは思いませんか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今委員からございましたとおり、ごみの量という形で考えますと、年々少しずつ減っているというのが実情でございます。ですから全体の総ごみ量という形では減っておりますが、検討が始まりました平成15年当時、そこから現在に至るまでのこの10年間の内訳ですね、組成の状況というところまで、今ちょっと資料がないというところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） とすると、ふえ続けるプラスチックごみという一般論だけでこの建設がなされることに対して、非常に疑問があります。それに対して、今、じゃあ、もし仮にふえ続けるプラスチックがあれば、それに対する対応策っていうのはこの3市では行っているんですか、具体的には。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在に至ってもふえ続けるプラスチックというところの、容器包装プラスチック、そちらの対応については、3市がそれぞれの対応という形で来ております。そこへ、将来的な廃棄物処理施設の建て替えの更新事業が平成33年度から始まるということもございまして、資源化基準の統一とあわせて3市で共同した形で資源化を行おうというものでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） この構成市である3市のごみの量というのは、多摩全体から見て、ごみの量というのは、前に一般質問でしたことあるんですけども、ごみの量多いほうです。上位にランキングされてます。ということは、これごみの量を減らして、それでプラスチックごみに関しても減らす努力をしてから計画するのが本筋ではないでしょうか。どう考えますか。

○環境部長（市川三紀男君） 廃棄物の処理の原則というんですかね、それ自体は今は3Rということで、発生

抑制から、それをまず第一にするべきということでも市のほうでも取り組んでおります。それから再使用とかです、最終的にはリサイクルということになりますけれども、プラスチックをどうしていくのかということがありますけれども、これについては、現状としては例えばマイバッグを推進するとか、レジ袋の受け取りを控えるとか、そういう減量策は当然必要になってくるというふうには考えておりますけれども、プラスチックが最終的になくなるような、そういうことにはならないと思います。ですので極力減量を図った上で、必要な処理はリサイクルをして、資源循環の流れにのっけていくというのが必要だというふうには認識しております。

以上です。

○委員長（二宮由子君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時21分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（床鍋義博君） 先ほど市川環境部長のほうから、公設で行うことの必要性について述べられたんですが、今現在東大和市と武蔵村山市はこれは民間に出していますと。これを公設にすることによって民業圧迫とは考えられませんか。

○環境部長（市川三紀男君） プラスチック等の処理施設、これを公設で行うか、民設で行うかということがあるわけですが、現在今ありましたとおり、当市では民間に委託しております。この事業を検討していく中でですね、やはり民間でのそういう処理施設の継続性というんですかね、そういうことが問題として挙げてきたことから、平成19年の12月の理事者合意の中でも、施設については原則公設でやっていくということが決められておりました。そういうことも含めて、今回の施設については、公設でやっていく必要があるというのが3市の考えでございます。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） ふえ続けるプラスチックに対して、これ公設で施設を恒久的なものをつくってしまうと、基本的には減らす努力というのは、切迫感がないというか、より積極的に推進していくというふうにならないんじゃないでしょうか。

○環境部長（市川三紀男君） 施設を整備してですね、そこで処理する量をどうやっていくかということですが、やはり資源も含めて、廃棄物は全ていかに減量していくかというのが、それが第一になってくると思います。そういうことで、施設は整備しますけれども、その中で、例えばペットボトルについては委員から前にも一般質問で指摘をされましたけれども、民間でも回収の動きが出てきております。ただこれについては、減っていくことは確かですけども、ゼロにはなっていないというふうには考えておりますので、やはり施設はどうしても必要になってくるのではないかと考えております。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） あともう1点、想定地について質問します。この東大和市の桜が丘にこの施設を建設するという提案ですね、最初に行ったときの、なぜそこになったのかという経緯、実際にどういったことで、手続を経て決まったのかということをお聞かせください。

○環境部長（市川三紀男君） 想定地が決まった経緯でございますけれども、3市共同資源化事業は、先ほど言いましたとおり、平成15年度から内部での検討が始まりました。その中で、15年度には3市共同資源化事業は

粗大ごみ処理施設の更新との調整を図ること、そして現在の小平・村山・大和衛生組合の敷地に集中することなく東大和市用地を借用すること等、分散整備する必要があるということなどが、15年度には決まった経緯がございます。

それから16年度には3市共同資源化事業に伴う施設の建設用地は、現東大和市リサイクル施設用地の敷地とすることなどが、平成17年の8月23日にそういう了解というんですかね、暫定のリサイクル施設用地を借用することなどが決まりました。この決まった背景についてはですね、やはり既存のリサイクル施設用地であって、新たに用地を取得する必要がないというような限られた既存の土地利用を考慮して、また新たな財政負担を伴わない、そのようなことから想定地として挙がってきたというふうに理解してございます。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） 今も集中化させないで分散化させるためにこの想定地になったんだというお話がありましたけども、これ構成市の3市で考えると、地理環境から見ると、現在の焼却炉の1キロ以内です。約800メートル以内、600メートルかな、ぐらいです。それに関して分散と言えるかどうかということをお聞かせください。

○環境部長（市川三紀男君） 施設の配置というんですかね、そこをどういうふうにするかということですけども、現在の小・村・大の敷地に対する影響というのは、排ガスはありますけども、それ以上に車両の問題が一番ネックになってございます。大体1日当たり、200台程度が東大和市から西に延びる、通称松の木通りというところを使っているわけですけども、そういう車両等について、集中的にそこに集まることがないというようなことも考慮されたと認識してございます。

以上であります。

○委員（床鍋義博君） これまで、いろいろ質問しましたがけれども、基本的には、確認ですけれども、22年の決議から何も変わっていない、状況が変わっていない。変わったのは、小平市の強い要請であるということが確認されました。それで、実際に今想定地のことに関しても基本的には集中化を避けて、分散化するという話でしたけれども、これは私の意見でいいです。分散化にはなっていないんじゃないかというふうに思っております。このままで、この2品目に関しての受け入れに関しては非常に難しいのではないかなということは、私は今思っておりますので、今まで質問した中で、解決されていない問題たくさんあると思うんですよ。そういった問題を解決するには住民の合意は得られないというふうに思っていてほしいと思っております。これは意見でいいです。

○委員（尾崎信夫君） 1つは、東大和市議会が可決した決議、これは、私どもが提案者となって提案して議会の同意を得て決議がされたわけでありまして。その意味では、今回の質問の中でも市はぜひ、この決議を重んじながら、何ていったってこの施設をつくるに当たっては当然、その地域住民の理解がなければいけないわけでありまして。当然、都市計画法に基づいても、環境アセスの問題では、やはりこの何といても周辺住民の理解がない中で施設はできないんだと思っております。また地域住民が本当に理解されなければ、何の意味もなさないと思っておりますので、ぜひその点を私どもの市のほうも、その辺を理解しながら、今後交渉に向けて動いていただきたいと思っております。

また2つ目の市議会としてこの代替案が同意されたのかというのはありますけれども、同意もしないということではないわけでありまして。あくまでも、6品目の段階で決議はしておりますし、もう一つ、一方、やはりごみ処理という決議の中にも載っておりますけれども、3市で構成するごみ処理事業が安定的に行えるよう、

事業の適切な執行を行うことを第一番目に挙げさせていただいておりますとおり、やはりごみ事業がしっかり行われていかなければならないわけでありますので、その点については、決議については私どもは、しないという考え方を持っております。ぜひ、各委員さんもその辺の御理解いただいて、やはりこの22年3月26日の決議がまだ生きているということを、確認、私はしておりますので、ぜひ皆様方も御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 意見でよろしいですか。

○委員（尾崎信夫君） 意見です。

○委員（押本 修君） 今の尾崎委員の平成22年3月の我々の決議が生きているという件なんですけど、当然、市側も当然そこにとって今後もやっていくということでもよろしいんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 平成22年の決議を重く受けとめております。また代替案につきましてもその決議を受けた中でしております。安定的な事業を推進するというので、周辺住民の方に十分に説明をし、御賛同を得るとともに、市民全体のごみ行政が円滑に進めるということを念頭に置きながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 委員長、この際、動議を提出いたします。

陳情趣旨①につきましては、近隣住民としては当然のことでありまして、市側も環境に配慮した計画の実行をするという答弁もありました。また陳情趣旨なんですけど、現在の平成22年3月に可決されました白紙を含めた抜本的な見直しや民間委託などを中心に低コストで行うこととの東大和市議会の決議が現在も生きているということが事実であります。また市側もそれにとってやっていくということが今確認をされました。

本件につきましては、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決することを望みます。

委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（二宮由子君） ただいま、押本委員から質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

24第18号陳情 3市共同資源物処理施設計画の代替案とした容器包装プラスチックとペットボトルの2品目共同処理の見直しを求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました本陳情につきましては、決議の提出をしないこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（二宮由子君） これをもって、平成25年第1回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。
午前11時33分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 二 宮 由 子